

青森県報

第四千三百六十三号

平成二十九年
十月十六日
(月曜日)

目次

告 示

○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……一

公 告

○農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……一

○県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三

○右 同……………(同) ……四

○右 同……………(同) ……五

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

告 示

青森県告示第七百十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字茂森町四〇の一

弘前市職員組合

二 変更内容

1 変更前

弘前市大字茂森町四〇の一

2 変更後

弘前市大字上白銀町の一

公 告

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

| 賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 賃借権の設定等を受ける 土 地 | 認 可 申 請 日 |
|---------------------------|---------------------|----------------------------|---------------|
| 農事組合法人 中央地区農作 業受託組合 | 弘前市大字新里字上樋 田八一の七 | 弘前市大字新里字上樋田二 八の六のうちほか四筆 | 平成 二九・九・二〇 |
| 須藤 仁志 | 黒石市ぐみの木二丁目 四 | 黒石市作場町七八ほか二筆 | 〃 |
| 須藤 仁志 | 黒石市ぐみの木二丁目 四 | 黒石市大字黒石字弥九郎二 二六の一ほか七筆 | 〃 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|------------------------------|---|
| 白山 英昭 | 三戸郡三戸町大字川守 田字草鞋平五八の一 | 境沢川原二五ほか一筆 | 〃 |
| 小笠原 君男 | 三戸郡三戸町大字斗内 字指ノ久保一の二 | 三戸郡田子町大字田子字下 田子上ミ川原九五ほか一筆 | 〃 |
| 獅子内 秀俊 | 岩手県二戸市上斗米字 川代二四 | 三戸郡田子町大字相米字石 亀渡四ほか二筆 | 〃 |
| 中井 のり子 | 三戸郡三戸町大字斗内 字指ノ久保五六の三 | 三戸郡田子町大字原字野面 三七の一ほか一筆 | 〃 |
| 有限会社とき わねつと | 南津軽郡藤崎町大字常 盤字四西田一〇の一の一 | 青森市浪岡大字杉沢字小坂 橋一の一の三ほか一筆 | 〃 |
| 有限会社とき わねつと | 南津軽郡藤崎町大字常 盤字四西田一〇の一の一 | 青森市浪岡大字杉沢字小坂 橋一の一の二 | 〃 |
| 安部 浩一 | 青森市大字合子沢字山 崎四一の一 | 青森市大字横内字若草四二 の一 | 〃 |
| 安部 浩一 | 青森市大字合子沢字山 崎四一の一 | 青森市大字野尻字今田五七 の一ほか四筆 | 〃 |
| 野沢 一平 | 青森市大字高田字川瀬 一二二の一の二 | 青森市大字金浜字伊吹二五 四 | 〃 |
| 三上 正人 | 青森市浪岡大字女鹿沢 字西富田三四六 | 青森市浪岡大字樽沢字新里 二八一ほか八筆 | 〃 |
| 工藤 弦也 | 南津軽郡藤崎町大字水 木字水元五三 | 青森市浪岡大字増館字若柳 二八〇 | 〃 |
| 北山 公勇 | 青森市大字高田字川瀬 三九一 | 青森市大字高田字朝日山九 九〇ほか五筆 | 〃 |
| 横山 栄一 | 南津軽郡藤崎町大字水 木字水元八七の一 | 青森市浪岡大字増館字宮元 三一二 | 〃 |
| 千島 福弥 | 青森市大字後潟字平野 六五の一 | 青森市大字後潟字平野五七 五のうちほか一筆 | 〃 |
| 株式会社耕遊 舎 | 青森市浪岡大字高屋敷 字村元九の一 | 青森市浪岡大字高屋敷字村 元四七ほか二筆 | 〃 |
| 葛西 敏彦 | 青森市大字駒込字桐ノ 沢九八 | 青森市大字駒込字桐ノ沢二 二七の二のうち | 〃 |
| 農事組合法人 北後潟営農組 合 | 青森市大字後潟字平野 二五 | 青森市大字後潟字平野五七 二のうちほか十四筆 | 〃 |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------|---|
| 農事組合法人 北後潟営農組 合 | 青森市大字後潟字平野 二五 | 青森市大字四戸橋字磯部三 九一ほか十六筆 | 〃 |
| 農事組合法人 北後潟営農組 合 | 青森市大字後潟字平野 二五 | 青森市大字四戸橋字磯部三 九一ほか十六筆 | 〃 |
| 小泉 幸法 | 青森市大字浜田字玉川 五七の一 | 青森市大字高田字日野三九 二の一 | 〃 |
| 長内 宏之 | 青森市大字牛館字岡部 八 | 青森市大字上野字篠塚四八 の一 | 〃 |
| あおり南 部ファーム 株式会 社 | 上北郡六戸町大字折茂 字沖山二九四 | 上北郡六戸町大字折茂字沖 山三七四の一 | 〃 |
| 武田 久志 | 上北郡六戸町大字大落 瀨字柳沢一九四の二 | 上北郡六戸町大字大落瀨字 堀切沢六〇の一〇一 | 〃 |

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 (平方メートル) |
|------------------|-----|--------------|
| 青森市大字油川字岡田三の六のうち | 宅 地 | 二、一〇〇・九二 |
| 青森市大字油川字岡田七の五 | 宅 地 | 二六・二六 |
| 青森市大字油川字岡田三七の三 | 宅 地 | 一六二・九七 |

二 予定価格

二千四百四万六千五百七十五円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成二十九年十月二十五日 午前九時から

平成二十九年十一月一日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成二十九年十一月九日 午前九時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年十月二十四日午後一時三十分から、青森市大字油川字岡田三の六のうちにおいて現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 (平方メートル) |
|---------------------|-----|--------------|
| 青森市大字油川字岡田二二六二の四のうち | 雑種地 | 九九〇・〇一 |

二 予定価格

千三十九万五千五百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成二十九年十月二十五日 午前九時から

平成二十九年十一月一日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成二十九年十一月九日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年十月二十四日午後二時から、青森市大字油川字岡田二六二の四のうちにおいて現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 (平方メートル) |
|--------------------|-----|--------------|
| 青森市大字油川字岡田二六二の三のうち | 雑種地 | 六、〇五〇・八二 |

二 予定価格

六千七百七十一万八千三百六十四円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成二十九年十月二十五日 午前九時から

平成二十九年十一月一日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成二十九年十一月九日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年十月二十四日午後二時三十分から、青森市大字油川字岡田二六二の三のうちにおいて現地説明を行う。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院重油（日本工業規格 一種二号）供給単価契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年九月二十六日

五 落札者の名称及び住所

富士見総業株式会社

弘前市大字紺屋町一八五

六 落札金額

一リットル 五十五円九十四銭四厘

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年八月九日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭